

令和 5 年度吉岡地区道路整備方針等作成業務 プロポーザル募集要項

令和 5 年 7 月

大和町まちづくり政策課

1. プロポーザルの趣旨

本事業は、大和町唯一の商業地である吉岡中町地区を中心としたエリアについて、大和町第三次総合計画時より商店街等の活性化が位置付けられてきたことを踏まえ、吉岡地区における「既成市街地の活性化（にぎわい創出）」の可能性について検討する必要があることから、中町商店街周辺エリア（都市計画道路高田中町線を含む）の道路整備方針等を作成するものです。

本事業の実施にあたり、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした企画等の提案を広く求め、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定するため、プロポーザル方式により契約候補者を選定します。

2. 基本事項

（1）業務の名称

令和5年度 吉岡地区道路整備方針等作成業務

（2）委託の期間

委託契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

（3）委託料の上限額

金9,066,000円（消費税を含まない）

（4）業務の項目

業 務 項 目
1) 計画準備
2) 地区の現状と課題の整理
3) 地区の将来像・整備テーマの設定
4) 中町商店街周辺エリアにおける道路整備と沿道土地利用方針等の検討 ①基本的構成の整理 ②道路整備方針等の検討 ③沿道土地利用の検討 ④上記①から③による活性化（にぎわい）の可能性の検討
5) 検討結果の整理および方針の作成
6) 打合せ

（5）業務の内容

業務内容は下記のとおりですが、本業務を実施するにあたり考慮すべき必要最低限の内容を示すものであり、創意工夫によってこれを上回る提案を行うことを妨げるものではありません。

見積金額については、本業務内容と上記提案内容を合わせた総額で提案することとし、見積提案時に把握しきれない条件の変更があった場合は、必要に応じ変更の協議を行うものとします。

1) 業務の目的

大和町の歴史は古く、江戸時代から続く奥州街道の宿場町「吉岡宿」の面影を現代にも残すなど、歴史と文化に彩られた町である。その中で、唯一の商業地である吉岡中町地区を中心としたエリアについて、大和町第三次総合計画時より商店街等の活性化が位置付けられてきた。

このことを踏まえ、吉岡地区における「既成市街地の活性化（にぎわい創出）」の可能性について検討する必要があることから、中町商店街周辺エリア（都市計画道路高田中町線を含む）の道路整備方針等を作成することを目的とする。

2) 業務の対象地区

業務の対象地区は、別添の位置図に示す「中町商店街周辺エリア」とする。

3) 業務の内容

① 計画準備

受注者は、本業務実施にあたり、業務の目的や主旨を把握したうえで、本仕様書に示す業務内容を確認し、本業務に必要な人員体制、作業工程及び全体計画の立案を行い、実施計画書としてとりまとめ、発注者に提出する。

② 地区の現状と課題の整理

受注者は、中町商店街周辺エリアにおける基礎的な現況を把握するとともに、整備を進めるにあたっての課題を整理する。

③ 地区の将来像・整備テーマ

中町商店街周辺エリアの将来像を検討するとともに、整備テーマを設定する。

④ 中町商店街周辺エリアにおける道路整備と沿道土地利用方針等の検討

ア) 基本的構成の整理

中町商店街周辺エリアの道路整備状況や交通状況、現況の土地利用等などの基本的構成を整理する。

イ) 道路整備方針等の検討

高田中町線の整備のあり方を含め、中町商店街周辺エリア全体の道路整備方針等を作成する。

ウ) 沿道土地利用の検討

道路整備に併せて沿道においてどのような土地利用が可能か検討を行う。

エ) 活性化の可能性の検討

上記の整理および検討を元に中町商店街周辺エリアの活性化（にぎわい）の可能性の方策を検討する。

⑤ 検討結果の整理および方針等の作成

検討結果をとりまとめ、吉岡地区道路整備方針等を作成する。

⑥ 打合せ

受注者は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と打合せを行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。打合せは、初回、中間3回、納品時を基本とする。

4) 成果品

① 計画書（A4判レザック表紙 コピー製本） 50部

② 関係資料等の電子データ（電子媒体に収録すること） 一式

3. プロポーザルの参加要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げた要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を含む。）であること
- ③ 本業務の公告から入札執行日までに宮城県内の地方公共団体から、指名競争入札参加者としての指名停止処分を受けていないこと
- ④ 大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例6号）に該当しないこと
- ⑤ 宮城県内に本店若しくは営業所等（本店から委任を受け、大和町入札参加者として登録してあること）を有している者であること
- ⑥ 令和5・6年度における大和町の競争入札参加資格において、「建設工事関連業務」の承認を受けた者
- ⑦ 過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に宮城県内の市町村において、都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務を元請として受注し、完了した実績を有している者であること
- ⑧ 管理技術者は、過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に宮城県内の市町村において、元請として受注し、完了した都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務に従事した実績を有している者とし、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の有資格者であること。

- ⑨ 照査技術者は技術士(建設部門：都市及び地方計画)又はR C C M(都市計画及び地方計画)の有資格者であること。

4. 本プロポーザルのスケジュール

番号	内 容	日 程
1	公告	7/18
2	提出書類に係る様式の交付期間	7/18～7/25
3	参加申込書類の受付 ・参加申込書(様式1) ・会社としての同種・類似の業務実績(様式2) ・技術者の資格・実績及び担当業務(様式3)	7/18～7/25 (午後5時必着)
4	質問書(様式4)の受付	7/18～7/25 (午後5時必着)
5	質問書の回答	8/1
6	参加辞退届の受付(任意様式)	8/1～8/10
7	企画提案書類の受付 ・企画提案書(表紙)(様式5) ・業務の実施体制図(様式6) ・配置予定技術者の経歴等(様式7) ・配置予定技術者の同種・類似業務実績(様式8) ・テーマ1：中町周辺エリアの交通状況の整理と道路整備方針の作成方法についての提案(様式9) ・テーマ2：道路整備による沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討方法についての提案(様式10) ・参考業務積算見積書(任意様式)	8/1～8/10 (午後5時必着)
8	審査委員会(ヒアリング・プレゼンテーションの実施)	8/24(予定)
9	契約候補者の決定(ホームページ掲載)および通知	8/28

5. 応募方法等について

(1) 参加申込書受付

① 提出先

大和町まちづくり政策課 担当：浪岡、菅野

〒981-3680

黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

電話：022-345-1115 ファックス：022-345-4852

電子メール：seisaku@town.taiwa.miyagi.jp

② 提出書類

参加申込書(様式1)

業務実績調書(様式2)

技術者の資格及び所属(様式3)

上記を証明する書類の写し

③ 提出方法

提出書類は各2部、郵送(書留郵便で提出期限必着)または持参により提出すること。

④ 提出受付期間

令和5年7月18日～25日(7月25日午後5時必着)

⑤ その他

提出後の参加申込書の変更は一切認めません。また、提出書類は返却いたしません。参加申込後に事務局において参加資格を確認し、参加資格を有していない場合は受理を行わず、企画提案書の提出も認めません。

(2) 質問書の受付

① 質問の方法

本業務概要及び企画提案書の作成方法等について質問のある場合は、質問書(様式4)を提出すること。なお、受付は電子メールのみとし、件名を「令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務に係る質問(事業者名)」とすること

② 質問の回数

質問書の受付は、1者につき1回までとすること。

複数質問のある場合は、1回の質問書にまとめて送信すること。

③ その他

本業務概要及び企画提案書の作成方法等以外の質問には、お答えいたしません。

(3) 質問書の回答

質問者へ電子メールで回答するとともに、大和町ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書の受付

① 提出書類

● 企画提案書(様式5～8)

本業務を進めるにあたっての技術者の適正な配置体制と実績について提出すること

● テーマ1：中町周辺エリアの交通状況の整理と道路整備方針の作成方法について(様式9)

● テーマ2：道路整備による沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討方法について(様式10)

● 参考業務積算見積書(税抜きの金額)

内訳書、明細書、単価表を添付すること

② 提出方法

企画提案書を各 2 部、参考見積書を 2 部、企画提案書データを CD-R にコピーしたものを、郵送または持参により提出すること。企画提案書データ形式は、Word 形式または PDF 形式とすること。

③ 提出受付期間

令和 5 年 8 月 1 日～10 日(8 月 10 日午後 5 時必着)

④ その他

提出された書類の変更は一切認めません。また、提出書類等に関しては返却いたしません。

6. 企画提案書について

(1) 作成方法

様式 5～10 に基づき以下の項目を作成すること。なお、様式は適宜加工して使用すること。

様式	内容
5	企画提案書表紙(様式に基づき記載)
6	業務実施体制(各技術者の氏名・業務内容等)
7	各技術者の経歴(様式に基づき記載)
8	各技術者の業務実績(様式に基づき記載)
9	テーマ 1：中町周辺エリアの交通状況の整理と道路整備方針の作成方法について
10	テーマ 2：道路整備による沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討方法について
任意	参考業務積算見積書(税抜きの金額)

(2) 業務提案のテーマについて

テーマ別に A4 版両面印刷で最大 2 枚(ポンチ絵なども使用可)までで作成すること。※A3 版も可とするが、その場合は両面で 1 枚までとなります。

カラー印刷を前提として、データを作成することは差し支えない。

(3) 企画提案書の作成方法

様式順に A4-両面印刷にして、ステープル 2ヶ所止めにより製本すること。

(4) 無効となる企画提案書

以下に記載する事項に該当する場合は、企画提案書が無効となる場合があるので注意すること。

- 本要項や企画提案書様式内に示されている留意点を守らない場合
- 企画提案書に関係のない企業の宣伝等の記載があった場合

(5) 技術者の配置と業務内容

本業務における技術者は、管理技術者、照査技術者、主担当技術者各 1 名、計 3 名以上を配置すること。

1) 管理技術者

- 本業務全般を総括し、事業全般のマネジメントを行うこと
- スケジュール管理や関係機関との調整などを行うこと

2) 照査技術者

- 照査計画に基づき、業務の主な段階ごとに適切な照査を行うこと

3) 主担当技術者

- 本業務の主たる部分において中心的に業務を行うこと

(6) 技術者の資格及び実績要件

技術者	資 格	実 績
管理 技術者	技術士(建設部門： 都市及び地方計画) 又は RCCM(都市計画 及び地方計画)	過去 10 年間（平成 25 年度から令和 4 年度まで）に宮城県内の市町村において、元請として受注し、完了した都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務に従事した実績 ※業務を担当した実績を示す書類（テクリス又は、契約書、特記仕様書及び業務計画書等（配置予定技術者の氏名が記載）の写し）を添付すること。
照査 技術者	技術士(建設部門： 都市及び地方計画) 又は RCCM(都市計画 及び地方計画)	特になし
主担当 技術者	技術士(建設部門： 都市及び地方計画) 又は RCCM(都市計画 及び地方計画)	過去 10 年間（平成 25 年度から令和 4 年度まで）に宮城県内の市町村において、元請として受注し、完了した都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務に従事した実績 ※業務を担当した実績を示す書類（テクリス又は、契約書、特記仕様書及び業務計画書等（配置予定技術者の氏名が記載）の写し）を添付すること。

7. 審査方法について

本業務のプロポーザル審査を厳格に実施するため、「令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務委託候補者審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、別表「吉岡地区道路整備方針作成等業務プロポーザル審査票」に基づき審査を行います。

（1）事前審査

事前審査は審査委員会の了承を得たうえで、事務局において実施する。

- ① 参加申し込みを行った者に対し、参加資格要件を審査する。
- ② 参加申込者が5者を超える場合には、参加申込書および企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者を審査会への参加事業者とする。

（2）審査会

審査会は、企画提案書による書類審査およびプレゼンテーション（ヒアリング）により順位を決定するものとし、各審査員の合計点数が最も高い者を契約候補者として選定する。プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は町が用意したものを使用すること。

（3）審査結果通知

審査結果は、参加者に対し電子メールにより通知するとともに、大和町ホームページに掲載する。なお、審査結果第2位以下の対象者名及び順位は公表しない。

8. 契約に関する事項

審査委員会において決定された者を契約候補者と、提案内容を基にした業務の仕様および契約内容を協議したのち、町財務規則に基づき契約を締結する。

なお、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約の手続きを行う。

9. その他

- ・本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする
- ・提出された書類は、選定作業などの必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
- ・提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は大和町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
- ・選定後に契約候補者が辞退するなどして、本町に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求します。

吉岡地区道路整備方針作成等業務プロポーザル審査票

提案項目	審査内容
会社としての業務実績 (10 点)	「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定実績がどの程度あるか。 ※県内において上記の実績が 3 件以上ある場合を満点とする。
管理技術者・主担当技術者の実績 (10 点)	管理技術者、主担当技術者が「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定実績がどの程度あるか。
管理技術者等の保有資格 (5 点)	技術士（建設部門：都市及地方計画）・RCCM（都市計画及び地方計画）や、その他資格の保有状況により審査
業務の実施体制、管理体制等について (5 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、適切な技術者の配置がされているかを審査
テーマ 1：中町周辺エリアの交通状況の整理と道路整備方針の作成方法についての企画提案 (30 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、交通状況の整理と道路整備方針をどのように作成していくかについて、テーマに沿った提案がされているかを審査
テーマ 2：道路整備による沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討方法についての企画提案 (30 点)	業務の目的、条件、内容の理解した上で、道路整備によってどのように沿道土地利用とにぎわい創出の可能性の検討をしていくかについて、テーマに沿った提案がされているかを審査
参考業務積算見積書 (10 点)	提案内容に対する見積金額の妥当性を審査
合 計	100 点満点

